

令和 6 年第 6 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 6 年 9 月 3 0 日（月） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 4 5 分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室		
議 長	大山 理晴 会長		
出席委員 （ 1 7 名）	委員	加 納 富 雄	安 藤 良 一
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		勝 股 増 夫	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
		遠 山 英 俊	成 瀬 良 美
	農地利用 最適化推 進委員 （欠員 1 名）	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃
		有 我 俊 春	岩 嶋 貞 夫
		小 川 伸 二	
欠席委員 （ 5 名）		小 栗 智 幸	水 野 安 喜
		土 屋 敏 子	安 田 清 和
		渡 邊 俊 美	
事務局	局長	伊 東 範 明	
	局長補佐	有 賀 大 輔	
	主査	日比野 有 真	
	主事	堀 千 佳	
	主事	青 柳 慧一郎	
付議事項			
議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について			
議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について			
議第 3 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について			
議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について			
議第 5 号 土地現況確認申請について			
議第 6 号 瑞浪農業振興地域整備計画の変更（基礎調査）について			
議第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農 用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に 関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利 用集積等促進計画案について			
※付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第9回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員10名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、加納 富雄委員と遠山 英俊委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

板橋仁晃委員、説明をお願いします。

板橋委員

去る9月24日に、大山 理晴委員、有賀事務局長補佐、日比野主査、私の4名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては3件であります。

内容といたしましては、田が1筆、畑が3筆、その他が11筆で、合計面積7,123㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから8ページになります。

では6ページをご覧ください。

3条—23

(議案書の内容を説明)

農地所有者の遺言により、譲受人に申請地を特定遺贈するもので、法定相続と異なり、特定遺贈においては3条許可が必要となります。

譲受人は農地の遺贈を受け、農地を管理するものです。

次に7ページをご覧ください。

3条—24

(議案書の内容を説明)

譲受人が耕作地付近の農地を取得し、農業の拡大を図るものです。
次に８ページをご覧ください。

３条―２５

（議案書の内容を説明）

譲受人が申請地近くの家を併せて購入し営農をするもので、申請地は一部山林化していますが、開墾して農地に復旧するとのことです。

以上、議第１号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第１号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

（質問・意見無し）

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします

議第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議第１号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」、議題といたします。

板橋仁晃委員、説明をお願いします。

板橋委員

農地法第４条の規定による許可申請につきましては１件であります。
内容といたしましては、その他２筆で、合計面積１６７㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の９ページから１１ページになります。

４条―３

（議案書の内容を説明）

申請地は、５００ｍ以内に土岐小学校と桔梗幼稚園が存する第３種農地で、水路及び道路に囲まれており、隣地への影響がないよう対策が講じられるため、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第２号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

 では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

 議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

 次に議第3号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」と議第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、関連がございますので、一括議題といたします。なお、審議は、それぞれで行います。

 板橋仁晃委員、説明をお願いします。

板橋委員 農地転用許可後の事業計画変更承認申請につきましては1件であります。内容といたしましては、田が2筆で、面積1101.48㎡であります。

 また、農地法第5条の規定による許可申請につきましては3件であります。内容といたしましては、田が6筆、畑が1筆、で、合計面積1915.23㎡であります。

 詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第3号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」と議第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、関連がありますので、一括でご説明申し上げます。

議案集の12ページから14ページをお願いします。

事変－4と、5条－58は、関連のある申請ですので一括で説明させていただきます。

事変－4

(議案書の内容を説明)

こちらは、令和3年11月30日に事業用駐車場への転用が許可されましたが、駐車場の擁壁を直線的に設置する必要があるため、計画地の一部を駐車場用地から除外するものです。

変更理由が、転用事業者の故意、又は重大な過失によるものではないこと等、事業計画変更承認の条件に該当しているため、承認に対する問題はないものと考えます。

5条－58

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、いずれも譲渡人の所有する農地に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

では次に、16ページ、17ページをお願いします。

5条－56

(議案書の内容を説明)

申請地は、第2種農地で、道路、水路、農地、宅地に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

18ページ、19ページをお願いします。

5条－57

(議案書の内容を説明)

申請地は、第2種農地で、農地、原野、山林、道路、宅地に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第3号及び議第4号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします
議第３号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」、申請
のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 （全員挙手）
- 議 長 全員賛成ですので、議第３号は、申請のとおり承認が相当であるとの
意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。
次に議第４号について質疑に入ります。
ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 （質問・意見無し）
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」、申請のと
おり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 （全員挙手）
- 議 長 全員賛成ですので、議第４号については、申請のとおり許可が相当で
あるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いた
します。
次に、議第５号「土地現況確認申請について」を議題といたします。
板橋仁晃委員、説明をお願いします。
- 板橋委員 土地現況確認申請につきましては、１件であります。
内容といたしましては、田が２筆で、合計面積１１６㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。
- 日比野主査 それでは、議第５号「土地現況確認申請について」、ご説明申し上げ
ます。
２０ページから２２ページをご覧ください。
（議案書の内容を説明）
申請地は、明治時代に申請者祖父が酒造業を創業し、酒蔵と土蔵を建
築しましたが、現在まで登記地目を変更しておらず、今回、所要の手續
きをとるものです。
建物登記により、申請地が農地でなくなってから２０年を経過したこ
とが確認できますので、土地現況確認申請を承認することに問題ないも
のと考えます。
以上、議第５号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第５号について質疑に入
ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 （質問・意見無し）

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第 5 号「土地現況確認申請について」、申請のとおり相違ない旨の意見をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第 5 号については、申請のとおり相違ない旨の意見書を添えて、岐阜県知事に進達することに決定いたします。

次に、議第 6 号「瑞浪農業振興地域整備計画の変更（基礎調査）について」を議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

堀主事

では、23 ページをご覧ください。

議第 6 号「瑞浪農業振興地域整備計画の変更（基礎調査）」について、農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 第 1 項、及び第 13 条第 1 項の規定により、瑞浪農業振興地域整備計画を変更することについて、農業委員会の意見を求めます。

(議案書の内容を説明)

今後の予定ですが、10 月末までに関係団体と庁内関係課の意見確認を行います。

その後、農林事務所へ事前協議を行い、変更案を 30 日間公告し、異議申立期間を 15 日間設けた後、県へ変更協議を申請し、確定したものを公告する予定です。

以上、議第 6 号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。では、これより議第 6 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見なし)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第 6 号「瑞浪農業振興地域整備計画の変更について」、協議内容に異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第 6 号は、議第 6 号は、協議内容に異議のないものとし、瑞浪市長に報告することに決定いたします。

次に、議第 7 号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

- 青柳主事 それでは、議第 7 号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について」、ご説明申し上げます。
 32 ページをご覧ください。
 (議案書の内容を説明)
 場所につきましては、33 ページをご参照ください。
 以上、議第 7 号に係るご説明とさせていただきます。
 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第 7 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見なし)
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
 「「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画」について、計画のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第 7 号は、原案のとおり承認することを決定いたします。
 以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員